

議案第56号

武藏野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武藏野市長 松下玲子

## 武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第5条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に規定する申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に定める市町村民税（同法に定める特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村又は特別区の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p>	<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第5条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に規定する申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）に定める市町村民税（同法に定める特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村又は特別区の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p>	



(介護納付金課税被保険者に 係る所得割額)  第11条 第8条第4項の所得割 額は、介護納付金課税被保険 者に係る基礎控除後の総所得 金額等に <u>100分の1.5</u> を乗じて 算定する。	(介護納付金課税被保険者に 係る所得割額)  第11条 第8条第4項の所得割 額は、介護納付金課税被保険 者に係る基礎控除後の総所得 金額等に <u>100分の1.65</u> を乗じ て算定する。	字句の改正
(介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額)  第12条 第8条第4項の被保険 者均等割額は、介護納付金課 税被保険者1人について <u>12,200円</u> とする。	(介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額)  第12条 第8条第4項の被保険 者均等割額は、介護納付金課 税被保険者1人について <u>12,900円</u> とする。	字句の改正
(納税義務の発生、消滅等に 伴う賦課)  第15条 保険税の賦課期日後に 納税義務が発生した者には、 その発生した日の属する月か ら、月割をもって算定した第 8条第1項の額（第16条の規 定による減額が行われた場合 には、 <u>同条の</u> 保険税の額とす る。以下本条において同 じ。）を課する。  2から9まで（略）	(納税義務の発生、消滅等に 伴う賦課)  第15条 保険税の賦課期日後に 納税義務が発生した者には、 その発生した日の属する月か ら、月割をもって算定した第 8条第1項の額（第16条の規 定による減額が行われた場合 には、 <u>その減額後の</u> 保険税の 額とする。以下本条において 同じ。）を課する。  2から9まで（略）	字句の改正
(保険税の減額)  第16条 次の各号のいずれかに 掲げる保険税の納税義務者に 対して課する保険税の額は、 第8条第2項本文の基礎課税 額からイに掲げる額を減額し て得た額（当該減額して得た 額が63万円を超える場合に	(保険税の減額)  第16条 次の各号のいずれかに 掲げる保険税の納税義務者に 対して課する保険税の額は、 第8条第2項本文の基礎課税 額からイに掲げる額を減額し て得た額（当該減額して得た 額が63万円を超える場合に	

<p>は、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から口に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>は、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から口に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	
<p>(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定す</p>	<p>(1) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定す</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>







<p>險者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,960円</u></p>	<p><u>額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,120円</u></p>	
<p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,440円</u></p>	<p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,580円</u></p>	<p>字句の改正</p>
	<p>2 <u>国民健康保険税の納税義務</u> <u>者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</u> <u>イ 前項第1号イに規定す</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>

	<p>る金額を減額した世帯</p> <p><u>4, 110円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>6, 850円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>10, 960円</u></p> <p>二 イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 13, 700円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>1, 590円</u></p> <p>ロ 前項第2号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>2, 650円</u></p> <p>ハ 前項第3号ロに規定する金額を減額した世帯</p> <p><u>4, 240円</u></p> <p>二 イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 300円</p>
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)
第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯	第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯



(保険税の減免)	(保険税の減免)	
第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、保険税を減免する。 (1)及び(2) (略) (3) 次のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の納税義務者（第16条第1号の規定の適用を受ける者を除く。） イ及びロ (略) (4) (略) 2から5まで (略)	第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、保険税を減免する。 (1)及び(2) (略) (3) 次のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の納税義務者（第16条第1項第1号の規定の適用を受ける者を除く。） イ及びロ (略) (4) (略) 2から5まで (略)	字句の改正
付 則	付 則	
1から3まで (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	1から3まで (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	
4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条中「地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税	4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同条中「地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項に規定する	字句の追加
		字句の追加
		字句の追加

<p>法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場</p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の2第5項に規</p>	字句の追加 字句の追加



<p>額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する长期譲渡所得の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する长期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第16条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する长期譲渡所得の金額」とする。</p>	
<p>7 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>7 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び<u>第16条第1項</u>の規定の適用については、<u>第9条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16</p>	<p>字句の追加 字句の追加</p>

<p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	字句の追加
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条、第11条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とす</p>	字句の追加
		字句の追加









<p>所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>	<p><u>1項中</u>「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>	
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条、第11条及び第16条<u>第1項</u>の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等</p>	<p>字句の追加</p>







項から付則第15項までの規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定の適用後の額）の合算額が500万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び新条例第15条第9項に規定する特定同一世帯所属者のうち新条例第16条第1項第1号に規定する給与所得者等の数（以下「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、500万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者に限る。）が、この条例の施行の際現に行っている国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の規定による資格の取得の届出（同条第14項の規定により当該届出があったものとみなされる場合を含む。）は、当該被保険者に係る新条例第18条第2項の規定による減免の申請とみなすことができる。

（提案理由）

国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。